

四日市市告示第 1 3 6 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定により、使用料の徴収等の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 2 7 年 3 月 3 1 日

四日市市長 田 中 俊 行

1 徴収等の事務を委託する使用料

- (1) 四日市市総合会館条例（平成 2 年四日市市条例第 1 2 号）第 9 条に規定する集会施設の使用料
- (2) 四日市市本町プラザ駐車施設条例（平成 8 年四日市市条例第 1 2 号）第 6 条に規定する駐車料金
- (3) 四日市市新丁ひろば駐車場条例（平成 2 2 年四日市市条例第 3 号）第 6 条に規定する駐車料金

2 徴収等の事務を行うもの

- (1) 名 称 公益財団法人四日市市文化まちづくり財団  
所在地 四日市市本町 9 番 8 号
- (2) 名 称 ミディ総合管理株式会社  
所在地 大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目 1 番 4 3 号
- (3) 名 称 ミディ総合管理株式会社  
所在地 大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目 1 番 4 3 号

3 委託期間

平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで

（財政経営部管財課）